

市職員人事・給与状況など

問合せ先 人事課 ☎072-433-7325

市では、平成24年度から「貝塚新生プラン」に基づき、職員給料を職務の級・期間に応じ減額しています。平成24年4月～28年3月は1～7％、平成29年4月～令和3年3月は1～4％の減額を行っています。



(1) 人件費(普通会計決算)

(令和元年度)

住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
85,900人 (R2.3.31現在)	329億 3,869万7千円	7,845万5千円	54億 8,457万9千円	16.7％ (30年度15.6％)

※人件費には、市長や議員、各行政委員などの特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費(普通会計決算)

(令和元年度)

職員数 (A)	給 与 費				
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	1人当たり (B/A)
563人	19億 9,749万2千円	4億 9,230万5千円	8億 5,681万6千円	33億 4,661万3千円	594万4千円

※職員手当には退職手当を含みません。

(3) 職員の平均年齢・給料月額・給与月額

(令和2年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	40.5歳	30万2,200円	38万2,526円
技能労務職	47.6歳	31万8,900円	36万5,395円
うち清掃職員	51.8歳	33万2,900円	37万6,183円
うち学校給食員	41.1歳	27万6,700円	31万3,900円

※平均給与月額とは、給料月額と扶養手当・地域手当・住居手当・時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(4) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

(令和2年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職(大学卒)	25万3,737円	29万1,179円	33万2,808円
技能労務職(高校卒)	—	26万1,558円	30万9,276円

(5) 主な役職別職員数(一般行政職)

(令和2年4月1日現在)

主な役職名	部長	理事	課長	課長補佐	主査	副主査	係員	計
職員数	10人	—	44人	53人	76人	28人	86人	297人
構成比	3.4％	—	14.8％	17.8％	25.6％	9.4％	29.0％	100％

※再任用職員を除く。

(6) 部門別職員数(令和2年4月1日現在)

区 部	分 門	職 員 数	
		職員数	対前年数
一 般 行 政 部 門	議 会	5	0
	総 務	96	2
	税 務	40	-1
	民 生	128	1
	衛 生	50	2
	労 働	1	0
	農林水産	14	1
	商 工	5	0
	土 木	48	0
	小 計	387	5
警 務 部 門	教 育	96	-3
	消 防	87	-1
	小 計	183	-4
普通会計計		570	1
公 会 企 業 部 門 等	病 院	301	0
	水 道	34	-1
	下 水 道	21	0
	そ の 他	35	1
	小 計	391	0
合 計		961	1

※職員数は、臨時または非常勤職員を除く一般職の職員数です。

(7) ラスパイレス指数

令和元年4月1日現在：97.6

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(8) 職員手当

(令和2年4月1日現在)

区 分	支給内容など
期末・勤勉手当	年間 4.5月分
地域手当	給料、扶養手当および管理職手当の合計額の6％
扶養手当	配偶者 6,500円 扶養親族 父母など6,500円/1人 子 1万円/1人(16～22歳は5,000円/1人加算)
住居手当	借家居住者 家賃の1/2の額(最高支給額2万8,000円)
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額(6カ月定期の額) 自動車など使用者 通勤距離に応じた額

(9) 市長・副市長・市議会議員の報酬など

(令和2年4月1日現在)

区 分		支給内容
給 料 (月 額)	市 長	91万2,000円
	副市長	78万9,000円
報 酬 (月 額)	議 長	58万9,000円
	副議長	56万1,000円
	議 員	52万3,000円
期末手当	市長・副市長	4.45月分
	議長・副議長 議員	

退 職 手 当	
市 長	給料月額×在職月数 ×0.5×0.6 (任期毎)
副市長	給料月額×在職月数 ×0.3×0.6 (任期毎)

(10) 分限および懲戒処分(令和元年度)

分限 心身の故障による 休職：11人 降任：1人
懲戒 0人

★土・日・祝日は休み。相談は無料です

相 談

〈市代表番号 ☎072-423-2151〉

相 談	日 時	場 所	問合せ先	相 談	日 時	場 所	問合せ先
一般相談	午前8時45分～午後5時	市民相談室	市民相談室 ☎433-7085	人権相談	午前9時～午後5時	人権政策課	人権政策課 ☎433-7160
法律相談	第1・3・4木曜、第2金曜 午後1時～4時30分(要予約。 相談日2週間前から受付)				人権擁護委員による相談は、午後1時～4時 第1・3金曜：岸和田市役所1階相談室 第4水曜：貝塚市役所人権政策課		
生活困窮者 自立支援相談	午前9時～午後5時			女性相談	第2・4月曜(要予約) 午後1時～4時	予約時に決定	人権政策課 ☎433-7160
消費者相談	午前10時～正午 午後1時～4時30分 ☎433-7190(相談専用)	消費生活 センター	☎433-7086	母子・父子相談	午前9時～午後4時	保健・福祉 合同庁舎	子ども福祉課 ☎433-7021
多重債務相談	毎週火曜(要予約) 午前10時・午後1時・3時			家庭児童相談			☎433-7022
就労相談	午前9時～午後5時	就労支援センター	☎433-7086	結婚相談	第1・3・4木曜(要予約) 午後1時～4時	貝塚病院 ☎422-5865(代表)	社会福祉協議会 ☎439-0294
教育相談	月・水・木曜午前9時 15分～午後4時45分 ☎0120-222-674	教育研究 センター	教育相談室 ☎433-7110	医療相談	◎いずれも要予約 ①看護(月～金曜)②薬事(水曜) ③栄養(金曜) ※①～③の相談時間は午前9時～ 11時 ④医療福祉(月～金曜、午前9時 ～午後4時) ⑤女性専門(月曜、午後1時～3時)		
行政相談	第3水曜午後2時～4時 (祝日は翌日)	市民相談室	広報交流課 ☎433-7232				
総合生活相談	午前9時～午後5時	ひと・ふれあいセンター	☎422-7523				
進路選択支援相談	午前11時～午後5時	ハート交流館	☎432-5959				